

令和3年度後期における授業・ゼミ等の実施基準

| | | レベル0 (制限なし) | レベル1 (制限-小) | レベル2 (制限-中) | レベル3 (制限-大) | レベル4 (全学休講) |
|-------------------------|---|----------------|------------------|--|----------------|----------------|
| 授業・ゼミ等 | 非対面であっても対面と同程度の教育効果が得られる授業等 [講義・演習、卒論・修論等発表会など] | 通常どおり | 原則、対面 (非対面も可) | 非対面 | | 停止 |
| | 非対面では十分な教育効果が得られない授業等 [実験・実技・実習、模擬授業を含む講義、ゼミ・個別指導など] | | 対面 | 原則、非対面 ただし、安全を確保できると教員が判断した場合は、対面可 事前届出要 | 非対面 | |
| | 学外授業 | | 実施可 事前届出要 | 実施可 事前届出要 | 停止 | |
| | 上記のうち、宿泊を伴う学外授業 | | | 宿泊を伴わない形式を検討して実施 ただし、事前の承認を得た場合は、実施可 事前申請要 | | |
| 学生の学内での自習 | | 可 | 不可 | | | |
| 教育実習、介護等体験、学校フィールド演習Ⅰ・Ⅱ | | 実習校・各施設等の判断による | | | | 停止 |

※ 今後、各レベルの条件を変更することがある。変更の場合は遅くとも2週間前には発令するが、感染状況により急な変更となる場合もある。

なお、変更前より緩和された場合、変更前と同様の対応でも構わない。